

名古屋市災害時電源協力車制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、名古屋市内で大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による停電が発生し、または発生のおそれのある場合において、指定避難所等（以下「避難所等」という。）における非常用電源となる、動力が電動化された自動車（以下「電動車」という。）の確保のため、これらの車両を使用する者をあらかじめ登録し、名古屋市長（以下「市長」という。）の依頼に基づく給電活動の協力を得る制度（以下「本制度」という。）に必要な事項を定めることにより、災害時における市民の生命および身体の安全を守ることを目的とする。

（対象車両）

第2条 本制度の対象となる車両は、外部給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車のうち、市長が認めたものとする。

（登録の申込み）

第3条 本制度に登録の申込みをできる者は、市内に在住する者（市内に所在する法人を含む。）とする。

2 前項に定める者のうち、前条に定める対象車両に対して使用関係がある場合のみ、登録の申込みができるものとする。

3 登録を希望する者は、名古屋市災害時電源協力車制度登録申込書（様式第1号）（以下「登録申込書」という。）に、給電活動への協力が可能な車両に係る自動車検査証の写し（令和5年1月4日以降（軽自動車の場合は令和6年1月4日以降）に自動車検査証が発行された車両の場合は自動車検査証記録事項の写し）を添付して、市長に提出しなければならない。

4 登録の申込み受付開始日は別に定める。

（登録の決定および通知）

第4条 市長は、前条第3項の規定により提出された登録申込書等を審査し、適当と認めるときは、当該者を登録するものとする。

2 市長は、前項の審査により登録の可否を決定したときは、登録の申込みをした者（以下「申込者」という。）にその結果を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を可とした申込者（以下「登録者」という。）に対して、活動の際に使用する車両を確認するため、登録者が使用する給電活動への協力が可能な車両の台数に応じた枚数の登録証及び登録車両を判別するための標識を交付するものとする。

（登録内容の変更）

第5条 登録者は、第3条第3項の規定により提出した登録申込書の記載内容に変更があった場合は、名古屋市災害時電源協力車制度登録内容変更申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に該当する変更のうち、登録車両に変更があった場合は、変更した対象車両の自動車検査証の写し（令和5年1月4日以降（軽自動車の場合は令和6年1月4日以降）に自動車検査証が発行された車両の場合は自動車検査証記録事項の写し）を添付するものとする。

3 市長は、前項の規定に該当する名古屋市災害時電源協力車制度登録内容変更申込書を受理した場合は、その取扱いについては、前条各項の規定を準用するものとする。

なお、既に交付した登録証の記載内容に変更があった場合は、登録証の書換え交付を行うものとする。

（登録の解除）

第6条 第3条第1項および第2項の要件を喪失した登録者または登録の解除を申し出る登録者（以下「登録解除申出者」という。）は、名古屋市災害時電源協力車制度登録解除申出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、登録を取り消すことができる。

（1）死亡した場合

（2）心身の故障のため、活動に支障があり、またはこれに堪えない場合

（3）第3条第1項および第2項に規定する登録の要件を喪失した場合

（4）虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合

（5）前各号に掲げるもののほか、登録が不適格であると認められる事実があった場合

3 市長は、第1項の規定による提出を受けたとき又は登録者が前項各号のいずれかに該当するときは、登録の解除又は取り消しを行い、登録者又は登録解除申出者に通知するものとする。

4 登録者又は登録解除申出者は、第1項又は第2項の規定により、その登録を解除し、又は取り消されたときは速やかに登録証及び標識を返却しなければならない。

（活動の内容）

第7条 市長は、災害による停電が発生し、または発生のおそれのある場合であって、登録者による給電活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して、指定した避難所等へ参集し、給電活動に協力することを依頼するものとする。

この場合にあつて、指定した避難所等において電動車からの給電設備が不足している場合には、市長は、自らが備蓄する外部給電器をこれらの避難所等に搬入するものとする。

- 2 登録者は、前項に基づく協力依頼があった場合は、自身や家族等の身体・財産の安全等を最優先に考慮した上で、給電活動が可能であると判断した場合は、避難所等にあらかじめ登録した車両で参集するものとする。
- 3 登録者は、避難所等の運営主体の要請に従い、登録車両からの給電活動を行うものとする。
- 4 登録者は、活動にあたり登録証を携帯するとともに、登録車両に標識を貼り付けた状態で避難所等に参集するものとする。
- 5 登録者は、活動後の撤収に伴う登録車両の運搬を行うものとする。

(訓練等への参加)

第8条 登録者は、災害時において円滑に活動することができるように、名古屋市、または関係団体が実施する防災訓練やイベント等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(保険への加入)

第9条 市長は、登録者が活動中に負傷または死亡した場合に対処するため、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(報酬等)

第10条 登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費等の活動に要する費用は自己負担とする。

- 2 市長は、登録者が活動にあたり負傷または死亡した場合は、前条の規定において加入するボランティア活動保険の規定により保険金を支払うものとする。
- 3 登録車両からの給電に要した電気代等は、市長が実費相当額を支払うものとする。
- 4 登録車両が市長の責に帰すべき事由により損害を被った場合または滅失した場合は、市長はその損害を賠償する。

(個人情報の管理)

第11条 市長は、申込者から提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

- 2 市長は、個人情報の授受、保管および管理にあたっては、個人情報の保護に必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は防災危機管理局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年１２月２６日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。